

# 山田みやこの活動報告

令和3年3月13日・14日・20・21日(土・日)

## DV・性暴力被害者専門支援員養成講座(オンライン)を受講

北海道のNPO法人 女のスペースおんが内閣府パイロット事業で企画した「DV・性暴力被害者専門支援員養成講座」を受講。

本来はDV・性暴力被害者の現場で働くスタッフのための講座ではあったが、本県の婦人相談員の資質向上と専門性を高めるためと支援現場を知るために受講した。丸4日間という長丁場ではあったが令和3年度は本県の婦人保護事業の見直しの年度となるためこの受講内容を活かしていきたい。

講師 北仲 千里氏(全国女性シェルターネット代表理事広島大学教員)

### DV・性暴力被害者専門支援員養成講座内容

3月13日(土) ホテルボールスター札幌バストラル 9:15-16:45

|                   |                               |
|-------------------|-------------------------------|
| ジェンダー概論 結婚の社会学    | 北仲千里(全国女性シェルターネット代表理事 広島大学教員) |
| DV・性暴力の被害実態と社会的課題 | 周藤由美子(性暴力禁止法をつくろうネットワーク共同代表)  |
| DVの構造的理解 加害者とは    | 沼崎一郎(東北大学教員)                  |
| ワークショップ 事例検討      |                               |

3月14日(日) ホテルボールスター札幌プレリウド 9:15-16:45

|                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 相談対応の基本 相談から回復支援まで | 山崎菊乃(女のスペースおん代表理事) |
| DV・性暴力根絶をめざす国際基準   | 井上匡子(神奈川大学教員)      |
| 専門領域別支援 LGBT       | 原ミナ汰(LGBT法連合会共同代表) |
| ワークショップ 事例検討       |                    |

3月20日(土) ホテルボールスター札幌プレリウド 9:15-16:45

|                  |                     |
|------------------|---------------------|
| 発信する性暴力被害者       | 原田 薫(ワイメンズセンター大阪代表) |
| ワンストップセンターの機能と役割 |                     |
| 生活再建・回復支援の社会資源   | 石本宗子(社会福祉士)         |
| 支援員の心理受容とセルフケア   | 中村明美(フェミニスト アドボカシー) |
| アドボカシーと境界        |                     |
| ワークショップ 事例検討     |                     |

3月21日(日) ホテルボールスター札幌プレリウド 9:15-16:45

|                  |                     |
|------------------|---------------------|
| DV防止法と関連法制度、通知連絡 | 近藤恵子(女のスペースおん理事)    |
| 専門領域別支援 若年女性・子ども | 原代通子(自立援助ホームシーズ南平岸) |
| 女性自己支援法の制定に向けて   | 戒能民江(お茶の水女子大学名誉教授)  |
| 予防法に代わる女性支援の仕組み  |                     |
| ワークショップ まとめ      |                     |

2

### 〈ジェンダー概論 結婚の社会学〉

☆男or女に生まれるのでは人生にどんな違いがあるのだろうか

- ①人生のチャンスや手に入る権限、経済力などに男女差がある。
- ②「損か得か」「差別か」ではなく性別とは、違いとは。
- ③社会的な性別(ジェンダー)は社会的・文化的現象である。

賃金格差・ファッション・名前・言葉遣いなど。しかし社会や時代によって多様であり変化していく。

人間とは男女を分けてみた時の統計上の「傾向差」にすぎず「個体差」とは違うことも考慮する必要がある。

傾向としての性差も社会によって育てられる。

### ☆社会規範としてのジェンダー

社会規範には法のようなものから流行・暗黙の「当たり前」のマナーのようなものまであり、そこにルールがある。

☆ジェンダー規範の土台をなす社会構造は正当性を失いつつある

男はリーダー、女は補助は現場では建前が否定されている。

講師 周藤 由美子氏(性暴力禁止法をつくろうネットワーク共同代表)

### 〈DV・性暴力の被害実態と社会的課題〉

性暴力とは身体・尊厳と性的自己決定を侵害するもの。7割以上知っている人からの被害。8割が10年以上前の被害。警察に訴えるのはわずか3.7%。女性の半数が誰にも言えなかった。コロナ禍で性暴力相談15%増。

京都府の性暴力被害者のワンストップセンター「京都SARA」では

- ①電話相談(10時～22時) ②来所相談(10時～22時 要予約)
- ③同行支援(10時～22時 要予約) 病院・警察・法律相談など
- ④公費負担(医療費・カウンセリング)

若年層の妊娠を巡っての相談、レイプドラッグ、適切なケアを受ければ回復は可能なので10回まで無料でカウンセリングが受けられる。

### ○2019年の性犯罪無罪判決

泥酔した女性をレイプしても無罪、実父からの被害でも無罪。このような現状からフラワーデモや刑法改正を求める署名運動により、2020年6月から性犯罪に関する刑事法検討会で議論が始まった。性犯罪、性暴力対策の強化方針。24時間365日化と医療費の公費負担の対象拡大。さらに性暴力被害者支援法の制定に向けての動きが国会で進む。

※性暴力に対する社会的な関心や意識の変化により刑法性犯罪の再改正、性暴力被害者支援法などの実現に結び付けていく。

講師 沼崎 一郎氏(東北大学教員)

〈DVの構造的理解 加害者とは〉なぜ男は暴力を選ぶのか ～DV加害者の実像と対策～

DVとは親密な関係の中で強い者が様々な暴力で操ろうとすること。全てのDVは犯罪である(心理的・身体的・経済的・性的暴力)

警察の対応はずいぶんと進歩が見られるがまだ手ぬるい。なぜ暴力を振るうのか、目的は支配。簡単に使えて効果絶大だから使いたくなる、止めたなくなる。そして暴力を選び続ける。犯罪だから責任は加害者にある。

DV加害者の特徴は外面(そとづら)と内面(うちづら)は大違い。コントロールが巧みで嫉妬心と所有欲が強い。子どもを平気で犠牲にする。なかなか変わろうとしない。だから再教育は難しい。加害者は変わらないのだから、被害者と子どもの独立と自立が不可欠。DVと児童虐待は表裏一体。全ての児童虐待の影にDVあり。子どもの健全な心身の発達を阻害し、大切な人間関係を破壊する。暴力を選ぶ父親はいらない。必要なのは犯罪対策。処罰こそ最良の再教育と潜在的加害者の予防教育。

※あくまでも被害者支援を徹底する。ただし若者への予防教育は必要という言葉が印象に残った。

講師 山崎 菊乃氏(NPO法人 女のスペースおん代表理事)

〈相談対応の基本 相談から回復支援まで〉

暴力を一人で我慢すると、自分に自信が無くなり自分たちを大切に思えなくなる。お腹や頭が痛くなるなど身体に症状が出る。

子ども時代のDV目撃による影響は、物を見て情報が入る部分の容積が健常群に比べて6.1%減少。

相談を受ける際の基本姿勢

- 相談者が安心できる姿勢で対応  
穏やかな声で話す、時間を気にしない、加害者の真似をしない。
- 相談者と相談員は対等でないを意識し、力の差あること前提に相談者を個人として尊重する。相談者の感情が混乱しているときは気持ちを汲み取るように確認し合う。道徳的批判はせずあるがまを受け入れる。自分を裁くことはしないという実感から信頼関係が生まれる。相談者の主体性を最大限に尊重し「自己決定」の能力を引き出す。
- 秘密保持、主訴を確認する。
- 関係機関との連携、利用できる制度を紹介。ネットワークを作っておく。

関係機関と制度

DV防止法、配偶者暴力相談支援センター、医療機関、警察、福祉事務所、民間シェルター

婦人保護施設・シェルター退所後の生活

経済的不安、子どもの心配、自分自身の健康状態、離婚のことなど自立のための専門機関への同行支援により新生活つなげる。

※自立定着できるまでの切れ目のない支援が必要だが民間シェルターは財政難。行政は退所後は支援に結びつかないのが現状。

講師 井上 匡子氏(神奈川大学教員)

〈DV・性暴力根絶めざす国際基準〉

日本が政策のモデルとしていた欧米諸国の 이스タンブール条約。 이스タンブール条約とは女性に対する暴力と、家庭内暴力の防止と撲滅に関する欧州評議会条約で防止・被害者保護・犯罪化の三点が特徴とされる。

日本の施策との違いは保健福祉サービスによる一般的な支援(行政)と専門的女性支援サービス(民間)がしっかりしている。また日本のDV防止法には民間団体の位置付けがない。日本のDV施策は特殊性に即した制度的改革がされていない。残された問題は制度が整備されても、どうやって制度にアクセスするかソーシャルワークが必要。

※民間シェルターの位置付けと必要性が公に認められ、運営面での公的支援が早急に求められる。

講師 原 ミナ汰氏(LGBT法連合会共同代表)

〈専門領域別支援 LGBT〉

LGBTQ支援はこれまで公共・教育施策の枠組みの外だったため最も過酷な差別の一形態(社会的ネグレクト)

LGBTQにとっての性暴力被害とは

社会的排除・偏見・差別⇒40% 希死念慮⇒34.5% 自死企図⇒18.9% いじめ⇒41.1% DV⇒3%  
アディクション⇒10%

しかし訴えにくい(困難の特徴を伝えにくい、いいたくない) カミングアウトされた親は否認、拒絶(そんなはずない)カミングアウトを拒むものは“言わない方がいい”という否定的メッセージ。

より暮らしやすい社会にするためには皆で取り組むジェンダーセクシュアリティの相談支援

- 1) 存在を認知する
- 2) 心理的安全性を保障する

など環境調整が必要。

講師 原田 薫氏(ウィメンズセンター大阪代表SAP子どもサポートセンター代表)

〈重複する性暴力被害 ワンストップセンターの機能と役割〉

ウィメンズセンター大阪は「性暴力救援センター 大阪SACHICO」の運営と支援者のスキルアップのための研修と女性や子どもの生涯に渡る安心サポートを行っているSAP子どもサポートセンターは19歳までの子どもたちの「からだと心と性を守る」地域づくりをしている。

世間の性暴力に対する認識は被害者にも落ち度があるという間違った偏見や神話。加害者にとっては好都合。誰にも相談できず守られることなく被害を受け続ける。子どもの場合は子どものサインが激しくなるほど問題行動として「子どもの問題」とされていく。支援における大切なことは被害者の視点でなければ見えてこない。⇒「中立の立場」では支援できない。

◦性的な真の同意とは

- ①お互いの力の差が圧倒的でない
- ②常識の中で良し悪しをお互いが知っている
- ③起こりうる悪い結果もお互いが知っている
- ④「やらない」という選択肢があることをお互いが知っている
- ⑤お互いに相手を大切に思う気持ちがある
- ⑥お互いの意志決定が自発的になされている

↓

6つすべてがそろって「真の同意」

性暴力被害者を見る病院の役割

24時間対応、診察が可能であること、かつ被害者に配慮しセクシュアル&リプロダクティブライツの回復のための医療と支援の提供、性暴力被害からの本当の意味での回復とは「らせん階段」のようなもの。過去の傷を治すことはできない。回復の意味とは「過去の傷に影響を受けている今」が変わること。

性暴力被害者への支援とは、被害者が「この世に生まれてきて良かったんだ」「私は今生きていて良いんだ」と思えるようになるための「良きサポーター」であること。行き戻りしながら回復の道のりを支えること。

※当事者は同情や解決を求めているのではない。実際に起きた被害を見届け、当事者の責任ではなかったことを理解できる援助をすること。

講師 石本 宗子氏(社会福祉士)

〈生活再建・回復支援の社会資源〉

課題抱えた人が活用できる社会資源をどれほど使いこなせるかで支援の質が異なる。

◦社会資源

民間シェルターは女性たちのボランティア精神により運営されているため財政難。しかしその分柔軟に対応することができる。

婦人相談員は大部分が非正規の会計年度職員で同行支援はできない。

婦人相談所は相談、一時保護、婦人保護施設への入所措置、同行支援の有無で支援の質が変わる。

婦人保護施設は売春防止法が根拠法。生活立て直しのための生活支援、心理的ケア、就業支援を行う。

母子生活支援施設は母子世帯の自立支援(満18歳未満の子を同伴する母)生活費は自己負担、生保が多い。

警察署はDV、ストーカー、性暴力の相談と被害届取り扱い。



弁護士は被害者と加害者の間に入り、被害者の安全を守りながら法的手続きを行う。法テラスによる費用立替制度を活用できる。

その他、家庭裁判所、地方裁判所、公証役場、福祉事務所、教育委員会、保育所、児童相談所、ハローワーク、年金事務所、法務省、医療機関、民間のホットラインなど。

講師 中村 明美氏(フェミニストアドボケーター)

#### 〈支援員の代理受傷とセルフケア〉

アドボカシーとは本来個人が持っている権利を様々な理由で行使できない人に代わり、代弁・擁護し権利の実現を支援する機能。従来社会福祉や医療の現場で使われてきたが、DVや性暴力被害者も十分に権利の表明ができないため必要になっている。

なぜアドボカシーが必要か

- 女性の被害が矮小化される。
- ジェンダーバイアス
- 権力による支配
- 暴力による非力化

しかし支援者も傷つき疲弊する。自らが体験しなくても被害者と同様のPTSD症状が発症し、仕事への使命感や気力を失ってしまう状態になる。受傷するのは心理的要因だけではなく、相談員の仕事の重要性が理解されない、専門性が認められていない。賃金が安い等やりがいを理由に性差別社会の中で女性の被害と支援が軽んじられている。

二次受傷を乗り越えるためには、二次受傷を恐れず自分に関心を持ち自分自身が癒されることをする。それには多くの人と繋がりを持つ。

※被害者支援はいかに代理受傷(二次受傷)をせずに続けるかということが非常に難しい一人の人間として自分自身を癒すことを忘れずに大切にすることを感じた。

講師 近藤 恵子氏(NPO法人 女のスペース おん理事)

#### 〈DV防止法と関連法制度 通知通達〉

2001年 DV防止法が制定されたが男性国会議員(自民党)からの圧力や法務省の壁は大きかった。法制定の最初から課題はあった。禁止法ではないため使い勝手が悪く、手続き上問題がある。DV防止法関連通知はなかなか全国自治体に理解が及ばない。

法改正しなくても当面できることに着手することにした。困難な問題を抱える女性への支援の在り方に関する検討会設置、さらに必要とされつつ法整備に向かう動きとして

- ①DV防止法の改正
- ②自立支援法の制定
- ③刑法改正

そしてDV対策の今後のあり方として2021年3月17日に女性に対する暴力に関する専門調査会において内閣府が防止法改正着手へ

- 暴力の形態・被害者の拡大
- 緊急保護命令の検討
- 民間支援団体の財政的支援の枠組み
- 逃げずに済む支援制度
- 予防教育
- 支援者の待遇改善

※早急なDV防止法の改正が望まれる。

講師 屋代 通子氏(自立援助ホームシーズ南平岸 代表)

#### 〈自立援助ホームの経験から見える若年女性像〉

虐待やDV被害者の10代後半～20代の女性が家庭でサポートされない。自宅へ戻れずホームレス状態。安心してすごせる場所として2019年NPO法人を設立し、2010年自立援助ホームを開設(未成年の居住型)2020年3月ピッケのハコを開設(女子の支援)

家庭が困難な状態でも介入。支援制度の不足、さらに中間支援の不足、児相への不安、親子丸ごと支援の乏しさや支援提供の難しさがある。自立援助ホームに出来ること、していることは否定せずに話を聞くこと。当たり前の生活を押し付けにならないように提供する。

◦ 若年要支援女性を取り巻く現状  
危うい生活基盤、社会からの疎外、孤立と生きづらさ、性被害、予期せぬ妊娠、親密な関係性の間での暴力、虐待、貧困、家庭の機能不全などから人間への強い不信感、自分に自信が持てず自己肯定感が低い。

◦ 課題へアプローチとしては

- ①アウトリーチ
- ②居場所確保
- ③自立支援

◦ 若年女性特有の課題

本人が問題に気付いていない  
相談支援機関を知らない  
アクセスしても長続きしない  
無償で助けてくれるのか分からない(あやしい)  
距離感のなさ  
0か100か

◦ 相談から支援へ

- ①啓発⇒②アウトリーチ⇒③相談継続⇒④関係性の構築⇒  
⇒⑤(場合により一時避難)⇒⑥児童相談所介入⇒継続的な生活支援

講師 戒能 民江氏(お茶の水女子大学名誉教授)

〈女性自立支援法の制定に向けて 一売防法に代わる女性支援の枠組み〉

◦ コロナ禍の女性たち

DVの相談増加  
子どもへの虐待推測6割  
SNSでの相談  
自死・希死念慮の増加  
女性の無職者最多・自粛の影響で失業

◦ 婦人保護事業とは

1956年売春防止法により保護・更生 60年間継続  
婦人相談所は県に1ヶ所、市区は任意設置  
婦人保護事業による支援の限界  
一時保護：入所者定員充足率低下(21.9%)  
一時保護の入所基準不明確  
ローカルルールのため地域格差あり  
職員不足、専門性が保証されていない  
権利擁護、外部評価システムがない  
DV防止法対応中心の弊害

◦ 民間支援団体から見た婦人保護事業の問題

一時保護のハードルの高さ  
一時保護基準不明確で都道府県により相違あり  
相談員の知識不足と二次被害  
ソーシャルワークが出来ていない  
相談員が非正規のため自治体組織内での連携不十分  
一時保護所内でのアセスメントやケースワークが不十分  
中長期支援がない  
関係機関との連携が弱い

◦ 「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」中間まとめ

要保護女子ではなく専門的な支援を包括的に行う  
民間団体の重要性、連携の仕組み作り  
子ども支援も同時に行う  
一時保護委託の対象拡大と積極的活用  
柔軟性を持った入所手続きの必要性  
若年女性の民間支援団体と婦人保護事業が繋がらない  
携帯電話の一律使用制限という運用が問われている

- 民間支援団体が考える女性支援事業のあり方
  - 一時保護が場所の提供だけでなく、問題解決の包括的支援に緊急支援から中長期支援までを対応
  - 多機関との連携を強化
  - 一時保護基準の明確化と柔軟な対応
  - ニーズに対応できる多様な支援形態
  - 婦人相談員の権限の明確化と専門性の保障、待遇改善
- 新たな女性支援に盛り込むべき内容
  - 実効性のある具体的な支援法
  - 利用所の立場に立った支援法
  - 売春防止法思想からの脱却
  - 公的責任による財政負担
  - 民間との協働、役割分担でニーズに対応する支援
  - 婦人相談員の待遇改善と施設職員の専門性の保障
  - 女性の人権保障と性差別社会の変革に寄与する立法
  - 被害女性の自己決定過程の支援
  - 権利擁護制度の構築
- まとめ
  - 〈国の動き〉
    - 2019年10月 婦人保護事業の見直し
    - 2020年 6月 性犯罪・性暴力対策の強化方針
    - 2020年12月 第5次男女共同参画基本計画
      - 婦人保護事業の見直しに基づく新たな制度に向けた検討の加速
  - 2021年度予算 236億円
    - 休日・夜間の電話相談
    - 若年女性支援事業の本格実施への移行

※4日間とも相談の事例検討をグループに分けて行った。支援プログラムを作成し、主催者に提出後パイロット事業のDV・性暴力被害者専門支援者養成講座の修了証をいただいた。



## 修了証

山田 美也子 様

あなたは、2020 年度内閣府パイロット  
事業「DV・性暴力被害者専門支援員養  
成講座」を修了されたことを証します。

2021 年 3 月 31 日

特定非営利活動法人 女のスペース・おん

代表理事 山崎菊乃

